

「老人問題に関する総合的諸施策について」 の中間報告について

昭和45年1月7日
中央社会福祉審議会

中央社会福祉審議会は、昭和44年5月12日付諮問のあった標記について、老人福祉専門分科会において慎重に審議を続けているところであるが、当面緊急に対応を要すると思われる諸点について別紙のとおり意見をとりまとめたので、これが推進について善処願いたい。

「老人問題に関する総合的 諸施策について」の中間報告

わが国人口構造の老齢化は、今後諸外国にもその例をみないほど急速に進行するものと予想される。一方、社会経済情勢の急激な変動の中で経済発展の成果を十分に享受し得ないまま不安な状態で老後を迎える人々の急増が予想されることにかんがみ、その対応においてもひとり厚生行政のみならず、「経済社会発展計画」をはじめ住宅、雇用等にかかる諸般の対策において、国民的視野からの長期的かつ総合的な施策が強力に推進されることが肝要であるが、次の諸点については早急にその対策を講ずる必要がある。

1. 老人の社会活動参加の促進

老人の多くは、健康の間は就労等の社会活動に参加することを強く望んでおり、これらの老人がその経験と技術を活かし、心身の能力を開発し、生きがいのある老後を過せるような対策を講ずべきであろう。

そのための対策の一つとして老人に対する各種施設、例えば高齢者無料職業紹介所等を積極的に拡充する措置をとる必要がある。

なお、老人ホームにおいても適当な作業活動を通じて、さらに充実した老後を過せるよう、実態に応じてその設備についても配慮する必要がある。

2. 老後の住対策について

老後における住生活については、核家族化の進行や住宅事情の推移の中で総体としてどのようなかたちをとるか、また諸外国における住生活の実情等をも勘案しつつ住宅政策全体の中で妥当な位置づけが検討される必要があり、関連する諸施策において、老人に対し特別な配慮がなされる必要がある。

また、老人ホームについては、入所を希望している老人の数が20万人を越える実情にありながら、その定員は7万人余、65才以上人口の1%という低水準にあることにかんがみ、欧米先進国における最低の水準が3%程度に達していることをも勘案し、長期計画のもとにこれが整備につとめる必要がある。

なお、老人ホームの整備計画は、ねたきり老人の実態にかんがみ、特別養護老人ホームに最重点を置いたものにするるとともに老人ホーム入所者の高齢化と心身の老化に対応し寮母等の職員の充実については、早急に措置を要するものと認められる。

3. 老人の特殊疾病対策の実現

老後における健康の保持、疾病の予防と治療、リハビリテーションについては、その重要性にかんがみ総合的な対策を講ずる必要があるが、当面、老人の視力障害については、開眼手術の効果がきわめて高いものもあり、かつ視力障害者の54%が60才以上の老人であることを勘案し、早急に対策

を講ずべきであろう。

4. 老人扶養に関する税制の改善

現に子の扶養を受けている老人は約400万人と推定されている。また、現に子と同居するものは老人の約80%に及び、さらに老後は子と同居して過したいと考えている国民は62%にのぼっている。

しかも最近における核家族化、扶養意識の変化、住宅事情等の影響もあって老人とそれを扶養する

子の多くは精神的にもあるいは経済的にも大きな負担に堪えて生活している。

こうした実情に対応するためには、年金制度の充実、なかんずく老齢福祉年金の改善等、諸般の施策を総合的に講ずる必要があるが、税制上においても老人を扶養するものに対し、所得控除を行ないその負担の軽減を考慮することが適切であろう。